

【ケアハウスあさくら】
利 用 料 金 表 〔A〕
《入居一時金により 2 種類あり》

1. 入居一時金

1 2 5, 0 0 0 円

※入居後 6 ヶ月以内に退居の場合、契約書の定めにより返還します。

※入居後 6 ヶ月経過した場合、入居金の返還はありません。

2. 1 ヶ月の利用料

生活費〔1 ヶ月の食費(毎日 3 食)〕	4 8, 7 6 4 円
事務費〔前年度収入(年金受給額等)に応じ料金決定〕	1 0, 0 0 0 円 ～ 1 0 3, 1 5 8 円
管理費〔家賃相当額〕	2 3, 8 0 1 円

※各室の「電話」・「水道」・「電気」は使用分、「ケーブルテレビ」料金 2, 0 1 7 円は自己負担となります。

※冬期間の暖房費として、1 1 月から 3 月までは月々 4, 2 2 0 円が加算されます。

※食事の欠食は 3 日前までに届ければ、翌月請求額から減額します。(朝食 1 5 0 円、昼食 2 5 0 円、夕食 3 0 0 円)

3. 利用区分表

単位：円

対象収入による階層区分		生活費	事務費	管理費	月額利用料	
					4 月～10 月	11 月～3 月
1	～1, 500, 000	48, 764	10, 000	23, 801	82, 565	86, 785
2	1, 500, 001～1, 600, 000	〃	13, 000	〃	85, 565	89, 785
3	1, 600, 001～1, 700, 000	〃	16, 000	〃	88, 565	92, 785
4	1, 700, 001～1, 800, 000	〃	19, 000	〃	91, 565	95, 785
5	1, 800, 001～1, 900, 000	〃	22, 000	〃	94, 565	98, 785
6	1, 900, 001～2, 000, 000	〃	25, 000	〃	97, 565	101, 785
7	2, 000, 001～2, 100, 000	〃	30, 000	〃	102, 565	106, 785
8	2, 100, 001～2, 200, 000	〃	35, 000	〃	107, 565	111, 785
9	2, 200, 001～2, 300, 000	〃	40, 000	〃	112, 565	116, 785
10	2, 300, 001～2, 400, 000	〃	45, 000	〃	117, 565	121, 785
11	2, 400, 001～2, 500, 000	〃	50, 000	〃	122, 565	126, 785
12	2, 500, 001～2, 600, 000	〃	57, 000	〃	129, 565	133, 785
13	2, 600, 001～2, 700, 000	〃	64, 000	〃	136, 565	140, 785
14	2, 700, 001～2, 800, 000	〃	71, 000	〃	143, 565	147, 785
15	2, 800, 001～2, 900, 000	〃	78, 000	〃	150, 565	154, 785
16	2, 900, 001～3, 000, 000	〃	85, 000	〃	157, 565	161, 785
17	3, 000, 001～3, 100, 000	〃	92, 000	〃	164, 565	168, 785
18	3, 100, 001 以上	〃	103, 158	〃	175, 723	179, 943

令和 6 年 8 月 1 日改定（第 1 8 階層の方の事務費は、平成 3 1 年 4 月 1 日より適用）

- (注 1) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (注 2) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成 1 8 年 1 月 2 4 日老発第 0 1 2 4 0 0 4 号)の「1 「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成 1 8 年 1 月 2 4 日老計発 0 1 2 4 0 0 1 号)の第 2 の 1 の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。
- (注 3) 本人からの徴収額(月額)は上表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額(月額)とする。
- (注 4) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 1 5 0 万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から 3 0 %減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、1 0 0 円未満の端数は切り捨てとする。
- (注 5) 月の途中で施設に入居もしくは退去した者にかかるその入退居した日の属する月の分の徴収月額は、次の算式により算定した額(円未満切捨て)とする。

$$\text{準月額} \times (\text{当該月の実入居日数} \div \text{当該月の実日数})$$
- (注 6) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。

【ケアハウスあさくら】
利 用 料 金 表 〔B〕
 《入居一時金により 2 種類あり》

1. 入居一時金

2,500,000円

※20年償却方式で、20年以降は負担がなくなります。

※途中退居の場合、年償却計算で返金されます。(1年経過につき125,000円)

2. 1ヶ月の利用料

生活費〔1ヶ月の食費(毎日3食)〕	48,764円
事務費〔前年度収入(年金受給額等)に応じ料金決定〕	10,000円 ～ 103,158円
管理費〔家賃相当額〕	13,905円

※各室の「電話」・「水道」・「電気」は使用分、「ケーブルテレビ」料金2,017円は自己負担となります。

※冬期間の暖房費として、11月から3月までは月々4,220円が加算されます。

※食事の欠食は3日前までに届ければ、翌月請求額から減額します。(朝食150円、昼食250円、夕食300円)

3. 利用区分表

単位：円

対象収入による階層区分		生活費	事務費	管理費	月額利用料	
					4月～10月	11月～3月
1	～1,500,000	48,764	10,000	13,905	72,669	76,889
2	1,500,001～1,600,000	〃	13,000	〃	75,669	79,889
3	1,600,001～1,700,000	〃	16,000	〃	78,669	82,889
4	1,700,001～1,800,000	〃	19,000	〃	81,669	85,889
5	1,800,001～1,900,000	〃	22,000	〃	84,669	88,889
6	1,900,001～2,000,000	〃	25,000	〃	87,669	91,889
7	2,000,001～2,100,000	〃	30,000	〃	92,669	96,889
8	2,100,001～2,200,000	〃	35,000	〃	97,669	101,889
9	2,200,001～2,300,000	〃	40,000	〃	102,669	106,889
10	2,300,001～2,400,000	〃	45,000	〃	107,669	111,889
11	2,400,001～2,500,000	〃	50,000	〃	112,669	116,889
12	2,500,001～2,600,000	〃	57,000	〃	119,669	123,889
13	2,600,001～2,700,000	〃	64,000	〃	126,669	130,889
14	2,700,001～2,800,000	〃	71,000	〃	133,669	137,889
15	2,800,001～2,900,000	〃	78,000	〃	140,669	144,889
16	2,900,001～3,000,000	〃	85,000	〃	147,669	151,889
17	3,000,001～3,100,000	〃	92,000	〃	154,669	158,889
18	3,100,001 以上	〃	103,158	〃	165,827	170,047

令和6年8月1日改定（第18階層の方の事務費は、平成31年4月1日より適用）

- (注7) この表における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- (注8) 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日老発第0124004号)の「1「対象収入」について」の取扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について」(平成18年1月24日老計発0124001号)の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取扱い、(3)「収入として認定するものの取扱い」、(4)「必要経費の取扱い」に準じ取扱うこと。
- (注9) 本人からの徴収額(月額)は上表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額(月額)とする。
- (注10) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、100円未満の端数は切り捨てとする。
- (注11) 月の途中で施設に入居もしくは退去した者にかかるその入退居した日の属する月の分の徴収月額、次の算式により算定した額(円未満切捨て)とする。 準月額×(当該月の実入居日数÷当該月の実日数)
- (注12) 利用料の負担が困難な状況である者については、必要に応じて生活保護担当部局と連携し、生活保護の申請手続等の援助等を行うこと。